

## 伊那市保育士移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内への移住を促進し、市内保育士の確保及び定着を図るため、県外から移住して市内保育所等に就職した保育士に対して、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、伊那市補助金等交付規則（平成18年伊那市規則第35号）及び長野県保育士移住支援事業補助金実施要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所等 次に掲げるいずれかに該当する施設をいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所

イ 児童福祉法第6条の3第9項、第10項及び第12項に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

(2) 移住 県外から新たな生活の場を求めて、自らの意思により市内に転入することをいい、住民票の異動を伴うもの（ただし、就業の日から起算して前後半年以内に住民票を異動した場合に限る。また、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を含む。）及び専門学校を申請前年度の3月に卒業した者を除く。）をいう。

(補助対象者及び補助金の額)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 保育士資格を有し、保育士登録を受けていること。

(2) 市内の保育所等に就職（公立の保育所等の常勤職員を除く。）するため、市内に移住していること。

(3) 令和7年6月1日以降に市内に所在する保育所等に雇用され、その後も3年以上保育士として市内の保育所等に勤務する意思を有していること。

(4) 保育所等の設置者等と直接雇用契約に基づく就業で、1週間の所定労働時間が20時間以上であること。ただし、当該雇用契約に期間の定めがある場合は、当該期間が更新予定を含め1年未満で終了するものではないこと。

(5) 新規の雇用であること。

(6) 伊那市暴力団排除条例（平成24年伊那市条例第12号）に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(7) 市税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納していない者であること。

(8) 長野県保育士・保育所支援センターに対し、登録申込みを既に行っている、又は本補助金の申請の際に行うこと。

(9) 長野県保育士修学資金貸付等事業に基づく貸付金を貸与されていないこと。

(10) この告示による補助金以外に国又は県が実施する同種の補助金の交付を受けていないこと。

(11) 過去にこの告示による補助金の交付を受けていないこと。

(12) 前各号に定めるもののほか、市長が適当でないと認める者でないこと。

2 補助金の額は、60万円とする。

(交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、就業後1年以内に、伊那市保育士移住支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式）に、就職した保育所等から交付された就業証明書、住民票の写し、本人確認書類及び保育士登録が確認できる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(補助金の返還)

第5条 補助金の交付を受けた後、次に掲げる返還の区分に応じて、それぞれ次に定める要件に該当することとなったときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請その他不正な行為によって補助金の交付を受けたと認められるとき。

イ 補助金の交付申請日から市外の保育所等に異動し、又は保育士を辞した日までの期間が2年に満たないとき。

(2) 半額の返還

補助金の交付申請日から市外の保育所等に異動し、又は保育士を辞した日までの期間が2年以上3年未満のとき。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(別記様式)

(宛先) 伊那市長

年 月 日

伊那市保育士移住支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

1 申請者欄

ふりがな		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒		
電話番号		携帯番号	
メールアドレス			
保育士登録年月日	年 月 日	保育士登録番号	—

2 要件確認事項

就業年月日	年 月 日		
就業先施設名			
施設所在地	〒	雇用形態	正規・非正規

3 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください※)

就業後3年以上保育士として市内保育所等に勤務する意思について	A 意思がある	B 意思がない
長野県保育士・保育所支援センターへの登録状況	A 登録済み	B 未登録
長野県保育士修学資金貸付等事業に基づく貸与金の貸与の有無	A 貸与されていない	B 貸与されている
過去の交付実績について	A 過去にこの補助金の交付を受けていない	B 過去にこの補助金の交付を受けている

※各種確認事項の「B」に○がある場合は、支給対象となりません。

4 交付申請額 金600,000円

## 5 申請者の口座情報

(必ず申請者本人名義の口座であること。通帳の写しを添付してください。)

金融機関名	本・支店
口座種別	普通・当座
口座番号	
ふりがな	
口座名義人	

## 6 添付書類

誓約書、就業先が交付した就業証明書、住民票の写し、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等の写し）、保育士登録が確認できる書類（保育士証の写し等）  
※補助金交付審査のため、私が伊那市に納付すべき市税及び分担金、使用料その他の歳入の納付状況を確認することに同意します。